

## 令和8年度建築物飲料水水質検査業における精度管理事業実施要領

### 1 目的

本事業は、建築物衛生法に基づく建築物飲料水水質検査業登録営業所事業者の分析技術の向上を図り、検査の信頼性を一層高めることを目的として、データのバラツキの程度と正確さに関する実態を把握し、解析等を行うものです。

### 2 対象者

東京都知事の登録を受けた建築物飲料水水質検査業登録営業所事業者（ただし、水道法第20条第3項の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関を除く。）

### 3 分析項目

臭素酸

### 4 実施方法

以下により実施します。なお、具体的な実施方法については、精度管理用試料（以下、試料という）の配布時に説明を行います。

#### 4.1 試料の概要

試料名	容量	個数	備考
臭素酸	100 mL	1本（ポリエチレン瓶）	水溶液

#### 4.2 試料の配布

令和8年9月29日（火曜日）午後2時から

東京都健康安全研究センター6階6A・6B会議室

（午後2時から説明会を行った後、試料を配布します。）

配布試料を収納できるクーラーボックス等をお持ちください。

※駐車場の台数に限りがありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。車でお越しの際に満車の場合は近隣の有料駐車所をご利用ください。

### 4.3 試料の分析

試料の分析は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（告示法）」で実施してください。臭素酸の検査方法は、「別表第十八又は別表第十八の二に定める方法」です。

### 4.4 分析における留意点

- (1) 分析者は日常における当該項目の分析担当者としてください。
- (2) 分析は、配布試料から5回分の測定量を採取し、それぞれについて分析を行ってください。（計5回測定）
- (3) 分析の開始について、告示法の「試料の採取及び保存」に記載されている試験開始までの時間を遵守してください。ただし、機器の不具合等により期間内に分析できない場合は、その旨を報告書（別紙1）に記載してください。

## 5 提出書類（報告書等）及び提出方法

### 5.1 【提出書類一覧】

- (1) **報告書（別紙1）**  
検査機関番号、試料番号、測定開始日、測定値及び貴検査機関における定量下限値を入力してください。
- (2) **測定の詳細（別紙2）**  
貴検査機関で実施した測定方法について、分析条件、使用機器及び試料測定データ等を入力してください。
- (3) **検査機関情報（別紙3）**  
検査機関番号、検査機関名、連絡先及び分析担当者の氏名等を入力してください。
- (4) **提出物リスト（別紙4）**  
全ての提出内容を確認した後、チェックを入力してください。
- (5) **試料分析のチャート**
- (6) **検量線作成のためのチャートおよび検量線**  
(5)及び(6)のすべての情報について、PDF等に電子ファイル化して提出してください。提出に際しては、分析操作の順番に並べ、第三者が分析操作の流れを理解できるようにまとめてください。
- (7) **検査実施作業書や操作手順のフローシート等**  
貴機関の検査標準作業書、作業書に準じた操作手順を示したフローシート、本分析に係る作業記録及び分析結果の計算過程を記載したメモ等

を PDF 等に電子ファイル化して提出してください。

## 5.2 【提出方法】

(1) から (4) は当センターから受付フォーム (LoGo フォーム) にて送付した、又は以下ホームページからダウンロードしたエクセルファイルを入力してください。

(1)～(7)について、以下ホームページ中のリンク「令和8年度精度管理事業報告書アップロード」より、受付フォーム (LoGo フォーム) にてアップロードしてください。

なお、提出する際はファイル名を「貴機関の検査機関番号-精度管理報告書」(例：1-精度管理報告書)に変更してください。

※東京都健康安全研究センターの Web サイト

([https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k\\_kenchiku/touroku/seidokanri](https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/seidokanri))へのアクセス方法は以下の通りです

- ① 検索サイト(Google、yahoo 等)で「東京都の事業登録制度」を検索します。
- ② 「東京都の事業登録制度」の「令和8年度建築物飲料水水質検査業における精度管理事業」よりアクセスできます。

## 5.3 報告書等の入力における留意点

- (1) 分析結果の濃度単位は mg/L で表し、測定値を有効数字3桁(4桁目を四捨五入)で入力してください。(特に単位には注意してください。)
- (2) 分析結果について、実施項目の測定値が貴検査機関における定量下限値未満の場合は、統計処理の都合上「0」と入力してください。
- (3) 報告書及び測定の詳細のファイルは、表記する単位を変更しないでください。また記入欄(行や列)を増やすなど、様式の変更は絶対にしないでください。

※確認したいことがある場合には連絡することがあります。

## 5.4 報告書等のアップロード期限

【提出期限】

令和8年10月16日(金曜日)

## 6 精度管理の結果

精度管理の結果については、11月下旬に参加検査機関宛てに結果書を受付フォーム (LoGo フォーム) を通じて送付します。

## 7 精度管理の結果に対するフォローアップ体制

### 7.1 フォローアップの目的及び内容

精度管理の結果から分析上の問題点等を把握し、建築物衛生法に基づく建築物飲料水水質検査事業者の分析技術の向上を図り、検査の信頼性をより一層高めるため、フォローアップを実施します。

### 7.2 フォローアップの対象となる条件

以下①～③の条件のいずれかに該当した場合、参加検査機関に対してフォローアップを実施します。その他、検査結果に疑義がある場合についても個別に連絡することがあります。

#### 検査機関における5回測定の平均値（検査機関内平均値）について

- ① Grubbsの棄却検定により棄却された場合
- ② zスコアの絶対値が3以上、かつ中央値に対する誤差率が±10%を超えた場合

#### 検査機関における5回測定の変動係数（検査機関内変動係数）について

- ③ 10%を超えた場合

### 7.3 フォローアップの流れ

対象機関に対してフォローアップ参加の意向確認を行います。対象外の機関であっても、要望があれば受けることができます。フォローアップを受ける場合は、測定上の問題点や注意点を検証します（図1）。

フォローアップ終了後、アンケートを実施します。アンケートでは、原因究明及び日常の検査業務における改善状況について調査します。

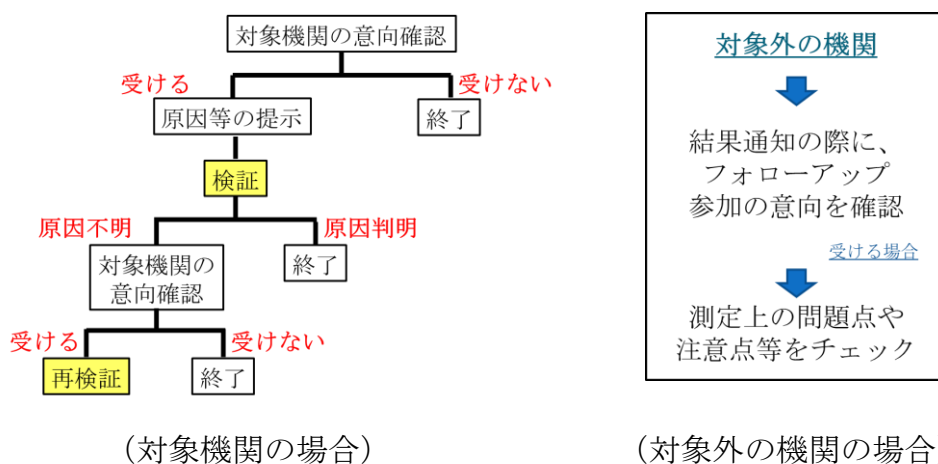


図1 フォローアップの流れ

## 8 講評会

精度管理の結果等について講評会を行います。  
詳細については、12月頃に別途通知する予定です。

## 9 問合せ先

### 【事務手続に関する問合せ先】

東京都健康安全研究センター広域監視部  
建築物監視指導課 建築物衛生担当

TEL 03-5937-1058 (直通)

E-mail S1153810@section.metro.tokyo.jp

### 【分析に関する問合せ先】

東京都健康安全研究センター薬事環境科学部環境衛生研究科  
水質研究室 (建築物飲料水水質検査業水質精度管理担当)

TEL 03-3363-3231 (内線 : 5205)